

一人一人の子どもの可能性を伸ばすために

東広島市教育委員会

特別支援教育とは、障がいのある子どもの自立と社会参加をするための主体的な取り組みを支援する、という視点に立ち、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を確認して伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し改善するための適切な指導や支援を行うものです。また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。



東広島市教育委員会や学校では、お子様の可能性を伸ばす環境や就学の在り方について、保護者の皆様と一緒に考えていきます。

小中学校の支援について

学校全体で子どもたちの支援を行っています！

通常の学級

一人一人の特性に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で行いながら、障がいの状態等一人一人の特性に応じた特別な指導を行います。

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

交流及び
共同学習

特別支援学級

障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人一人に応じた教育を行います。

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

交流及び共同学習は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことと、教科等の学習のねらいを達成するために行っています。



- 特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が中心となって、福祉機関等の関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- 校内委員会を設置して、支援の方法等を検討する等、学校全体で子どもの支援を行います。
- 学習面や生活面における困難さを抱えている子どもについて、保護者と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行います。

特別支援学校（県立）について

特別支援学校とは、障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱の特別支援学校があります。

発達障がいについて

発達障害者支援法において、「発達障がい」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

- **コミュニケーション（対人関係）の困難さ**
 - ・会話のやりとりや感情を共有することが難しい
 - ・年齢に応じた対人関係が築けない 等
- **興味や行動への強いこだわり**
 - ・常に同じ動きや会話を繰り返す
 - ・非常に限定的で固執した興味がある 等

- **不注意タイプ**
 - ・忘れ物が多い
 - ・活動に集中し続けることが難しい 等
- **多動・衝動タイプ**
 - ・そわそわと手足を動かしたり、じっと座っていられなかったりする
 - ・思ったことが口から出たり、すぐに行動に移したりする 等



- **読みの困難さ**
 - ・文字や行を読み飛ばす
 - ・音読で一文字ずつ区切る 等
- **書きの困難さ**
 - ・枠内に文字が書けない
 - ・鏡文字になる 等
- **計算の困難さ**
 - ・一桁の足し算・引き算の暗算が苦手
 - ・繰り上がり・繰り下がりのある計算が苦手 等

※その他発達性協調運動症やチック症・トゥレット症等も含む

引用：「支援者のための発達障害支援ガイドブック」P13（一部改変）

発達障がいがどのように現れ、また、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。また、周囲の環境や接し方によっても、多様に変化します。ここでは発達障がいの特性の代表例を紹介します。
 ※ ただし、以下の事例と同じような特性があったとしても必ずしも発達障がいがあるというわけはありません。

- 対人関係・社会性における特性の例**
 - ・暗黙のルールが分からない
 - ・接し方のルールが分からない
- 学習における特性の例**
 - ・知的な遅れを伴わないが、読み・書き・計算などのうち特定のことで極端な困難が見られる
- 不器用さや感覚における特性の例**
 - ・身体を動かすことが極端に苦手な不器用
 - ・感覚が極端に過敏又は鈍感
- 不注意・多動・衝動性の例**
 - ・同じ年齢の人に比べ、注意力や集中力が極端に低い
 - ・考える前に、思いついた行動を唐突に行う
- 言葉・コミュニケーションにおける特性の例**
 - ・言葉をオウム返りする
 - ・言葉を字義どおりに受け止めてしまう
 - ・言葉の使い分けが苦手

引用：広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1245372748537.html>)

就学先決定までの流れ

就学先の決定に際しては、東広島市教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と東広島市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には東広島市教育委員会が決定します。（「就学」とは、学校に入って教育を受けること、また在学していることを意味します。）

① 就学先の検討（4月～10月）

保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園、教育委員会担当者等に相談します。

※ 医療機関の受診が必要となります。

※ お子様小学生又は中学生の場合は、お子様が通われている小・中学校に相談します。

※ 特別支援学校の就学には、特別支援学校での教育相談が必要です。

② 教育委員会での教育相談（4月～11月）

教育委員会担当者が保護者との面談を通して、お子様に必要な支援や適切な就学先について一緒に考えます。その際、必要に応じて、検査結果や手帳等が必要となります。

※ 特別支援学校への就学を希望される場合は、8月末までに教育委員会まで連絡をしてください。

③ 実態把握、就学指導（4月～12月）

教育委員会担当者等が園・所、学校を訪問し、お子様の様子を観察し、担任の先生等と面談します。その後、保護者と就学先について連携をとります。

④ 教育支援委員会による審議（9月～12月）

教育支援委員会は、学識経験者・医師・教諭等の専門家から構成されており、本人の状況・教育的ニーズ・保護者の意見を踏まえながら総合的な観点から審議を行います。

⑤ 就学先決定

教育委員会担当者が保護者に審議結果をお伝えし、就学先を確認します。その後、教育委員会が各学校長宛に教育支援委員会の審議結果とともに就学先を通知します。

特別支援学校（県立）

小中学校

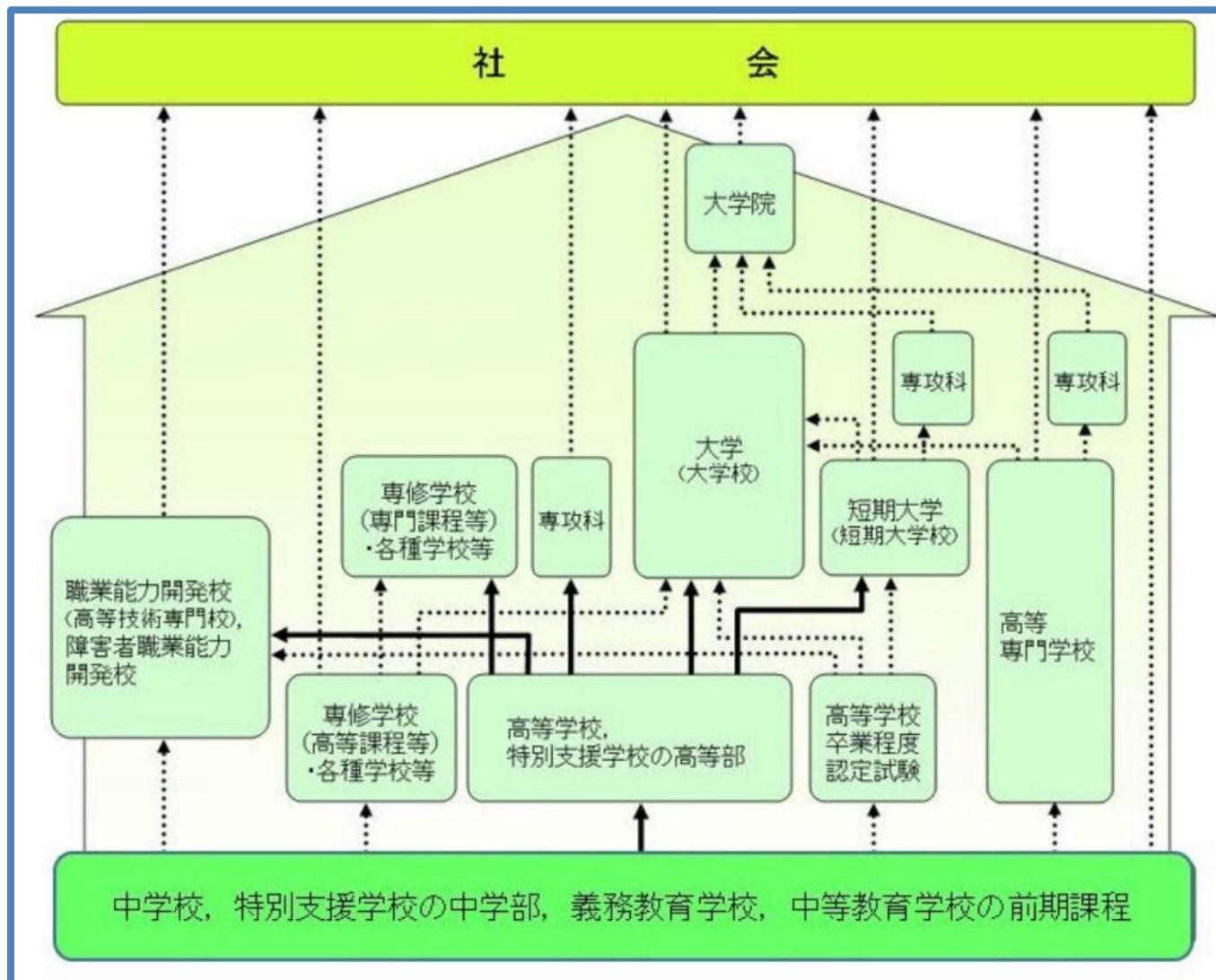
特別支援学級

通常の学級

通級による指導
（通常の学級在籍）

中学校、中学部卒業後の進路の系統

就学に関しては、平成25年9月1日に学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学時に決定した就学先は固定されたものではなく、障がいの状態等の変化を踏まえて検討し、柔軟に見直しを図ることが必要であるとも示されました。下の図は、広島県教育委員会が示している、中学校、中学部卒業後の「主な進路の系統を模式的に示したもの」です。



広島県教育委員会ホームページ 「ホットライン教育ひろしま」より抜粋

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-h21-advance-p03-keitou.html>

【留意点】

★特別支援学校の高等部

- ・広島県特別支援学校高等部入学選抜実施要項によると、出願資格は、「学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」とされています。
- ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていない者の出願については、実態把握及び協議を要するとされており、誰もが出願資格を得られるわけではありません。

★高等学校

- ・小学校及び中学校と異なり、高等学校に特別支援学級はありません。例えば、中学校まで自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の生徒は、高等学校から通常の学級で共に学ぶことになります。

中学校、中学部卒業後の進路を見据えた「今」

小中学校では、学校教育法施行規則において、教科等ごと、学年ごとに標準授業時数を以下のように定めています。中学校、中学部卒業後の進路を見据え、今後の「学びの場」を検討してください。

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科 である道徳	35	35	35
総合的な 学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

【学校教育法施行規則に定める標準授業時数】

★特別支援学校

- ・児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、教材・教具や学習環境等を工夫しています。

★特別支援学級

- ・基本的には、小学校又は中学校の学習指導要領に則って教育が行われていますが、児童生徒の障がいの状態や発達段階等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成することができるようになっていきます。
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級は、教科書等は通常の学級の児童生徒と同じものですが、「自立活動」を設定し、障がいの特性に応じた個別指導が実施されています。
(特別の教育課程が編成され、授業時数は通常の学級の授業時数から減じられています。)

★通級指導教室

- ・障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいの状態に応じた「自立活動」を設定し、個別指導が実施されています。
(特別の教育課程が編成され、授業時数は通常の学級の授業時数から減じられています。)

相談ができる機関等

① 発達等が気になる子どもについての相談

●東広島市こども家庭課

お子様の発達（ことば、かんしゃく、落ち着き等）や、関わり方、育児に関する保護者の心配ごとと一緒に考える相談窓口です。

TEL 082-420-0407

FAX 082-424-1678

●東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）

お子様の様子をうかがったうえで、発達障がいの説明をします。保育所や幼稚園等で様子も拝見し（希望された場合）、お子様の特徴が、発達障がいの特性と重なる部分があれば、お伝えしています。また、ご要望があれば、医療機関や療育機関のご紹介をさせていただくこともあります。

TEL 082-493-6073

② 就学等に関する相談

●東広島市教育委員会学校教育部指導課

「発達等で気になることがある」「小学校入学にあたって心配なことがある」「将来を見据えて在籍学級を見直したい」等のお悩みがある場合、教育相談を行います。

教育相談では、主に次のご相談をお受けしています。

- 特別支援学校への就学について
- 特別支援学級への入級について
- 通級指導教室への入級について
- 在籍学級の変更等について

なお、ご相談の際には、必ず事前に電話予約をお願いします。

TEL 082-420-0976

*小・中学校に在籍されている方は、一度、在籍校に相談をしてください。



③ その他の相談機関

●広島県立教育センター（東広島市八本松南一丁目2-1）

TEL 082-428-1188

●広島県西部こども家庭センター東広島支所（東広島市八本松町米満198-1）

TEL 082-426-5650

④ 発達障がいを診断してくれる医療機関

（広島県サイト）

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html>

